

# 大空町移住促進 民間賃貸住宅家賃助成金

大空町に転入し、民間賃貸住宅に住むと  
月額1万円 × 36ヶ月



最大 **36万円** の

助成金を交付します！！

移住の促進と地域の活性化を図るため、  
町外から町内の民間賃貸住宅に入居する転入世帯の方々に  
月額家賃の一部（2分の1 上限1万円）を助成し、新生活を応援  
します！！

- ◆民間賃貸住宅とは町営住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮及び間借りによる賃貸借を除いた、一戸建て住宅またはアパートをいいます。
- ◆月額家賃とは賃貸借契約書に規定されている月額賃借料で、共益費、管理費及び駐車場使用料等を除いたものです。
- ◆住宅手当の支給を受けている場合は月額家賃から手当を減じた額で助成金額を算定します。

手続きの流れにつきましては裏面をご覧ください。



## ◆対象者要件◆

- ① 世帯全員が平成28年3月1日以降に町内の民間賃貸住宅に入居し、当該民間賃貸住宅に住所がある転入世帯であること。
- ② 自己の居住用以外の目的に使用していないこと。また転貸や使用権を譲渡していないこと。
- ③ 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- ④ 世帯全員が大空町住み替え促進助成金交付要綱第4条第1項の規定による助成金の交付を受けていないこと。

## ◆申請方法◆

申請書と必要書類を添えて、開庁日（土日祝日及び年末年始を除く、午前8時45分～午後5時30分）内に総務課・地域振興課窓口へ直接提出してください。

## ◆申請時提出書類◆

- ① 賃貸借契約書の写し
- ② 世帯全員が記載されている住民票謄本
- ③ 住宅手当を証明する書類
- ④ 世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類

お問合せ先 総務課企画グループ TEL 0152-74-2111  
地域振興課 TEL 0152-66-2131

# 大空町移住促進民間賃貸住宅家賃助成金 手続きの流れ

## ① 申請

転入の手続きが終わりましたら、速やかに大空町移住促進民間賃貸住宅助成金交付申請書に関係書類添付の上、総務課もしくは地域振興課窓口にご提出ください。

### Check

- 申請書は総務課、地域振興課窓口及び町のホームページからダウンロードできます。
- 関係書類は ①住宅の賃貸契約書の写し  
②世帯全員が記載されている住民票謄本  
③住宅手当を証明する書類  
④世帯全員の納税証明書 です



## ② 審査

書類審査等により、要件に適合しているか審査を行います。

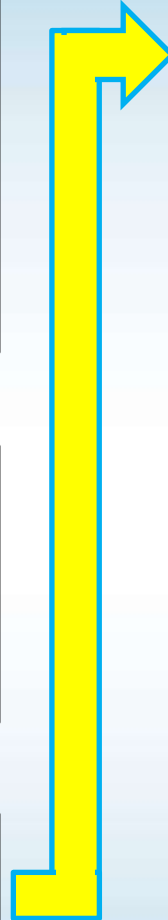
### Check

- 状況により追加書類の提出を求める場合があります。
- 助成要件を満たしていない場合は助成金を交付できません。



## ③ 交付決定及び助成対象期間

審査後、交付決定（却下）通知書を送付いたします。最大36ヶ月間、助成の対象期間になります。



## ④ 助成金の請求

4月から9月分の家賃を第1期、10月から3月までの家賃を第2期として、2期に分けて助成金を交付します。交付決定通知書送付時に交付請求書を同封しますので、記入、押印、家賃の支払いを証明する書類を添付の上、総務課もしくは地域振興課窓口にご提出ください。

### Check

- 第1期の請求は9月末まで、第2期の請求は3月末まで期限厳守です。
- 家賃の支払いを証明する書類がなければ無効になりますので、ご注意ください。



## ⑤ 助成金の振込み

請求書受付後、順次口座振込みにより助成金を交付します。

### Check

- 不正があった場合は、既に助成金の交付を受けた場合であっても、助成金を返還していただきます。



## ⑥ 翌年度以降の申請

次の年以降も4月になりましたら、また交付申請をしていただく必要があります。4月になりましたら案内をお出ししますので、忘れずに申請してください。

### Check

- 翌年度以降の申請は添付書類を一部省略できます。